

令和5年11月 四万十市農業委員会 議事録

- 1 日 時 令和5年11月10日(金) 午後2時30分～午後3時30分
 2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室
 3 出席委員

(1) 農業委員 16名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	伊与田 真哉	10	芝 順子	16	岡崎 誠
4	井上 靖好	11	岡村 猛	17	尾崎 征洋
5	加用 雅啓	12	伊勢脇 精藏	18	福留 宜彦
6	安藤 久徳	13	土居 忠栄	19	畠中 温喜
8	遠地 美千代	14	清水 優志		
9	山本 官	15	正木 卓夫		

(2) 農地利用最適化推進委員 4名

番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	7	宮地 浩
2	武井 健治	8	竹村 光一

4 欠席委員

(1) 農業委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	2	桑原 宏文	7	谷崎 容子

(2) 農地利用最適化推進委員 4名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	宮崎 幸一	4	岡本 尚子	5	宮地 秀之
6	山口 昇彦				

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	係長 (西土佐地域担当)	村松 大
事務局長補佐	宮崎 智也	主幹	安田 晃子
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	朝比奈 雅人	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生
係長	下村 陽次郎		

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(3件)
 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(2件)
 第3号議案 非農地証明書の交付について(4件)
 第4号議案 農用地利用集積計画案(一括方式)について(1件)
 第5号議案 農業振興地域整備計画の変更(案)について(3件)
 報告事項
 その他

◆議 長（福留会長）

只今から令和5年11月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。

まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号1番 篠田 新生 委員、議席番号2番 桑原 宏文 委員、議席番号7番 谷崎 容子 委員の3名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中16名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、宮崎 幸一 委員、岡本 尚子 委員、宮地 秀之 委員、山口 昇彦 委員より欠席の届出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◆議 長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号4番 井上 靖好 委員、議席番号5番 加用 雅啓 委員をお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページ、3ページになります。

番号1。土地の表示は、藤字上ミ門ノ前 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴20年の62歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴60年の父の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、軽トラック、管理機、田植機、コンバイン、草刈り機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約3.5キロメートルの距離となっております。耕作面積は88アールとなります。

現在、申請地は一部休耕の場所もありますが、取得後は季節野菜をはじめ、現在耕作している水稻や果樹等をそのまま引き継いでいく予定ですので、周辺に与える影響などはないと思われま

続きまして、番号2。土地の表示は、角崎字山本屋敷 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴30年の84歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間300日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、小型耕運機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約2.7キロメートルの距離となっております。耕作面積は7アールとなります。

現在、申請地は休耕状態ですが、取得後はヤマモモを植え付けるとのことですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま

続きまして、番号3。土地の表示は、鍋島字西ナカズ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は愛媛県愛南町にある農地所有適格法人で、柑橘類の加工・販売をしています。常時雇用者数20名で、農作業への従事日数は年間300日となっております。農機具につきましては、トラクター、バックホウ、選果機等を所有しているとのこと。申請地のすべてを取得した場合の耕作面積は4,113アールとなります。

現在、申請地は一部休耕状態ですが、取得後はミカン等の果樹を中心に耕作していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」の谷崎委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。

推進委員から、意見などはございませんか？

◇東委員（富山・蕨岡地区担当）

10月26日に谷崎委員と譲渡人に会いまして話を聞きました。譲受人は息子さんということで、譲渡人は高齢になったので息子さんに譲りたいということでした。その後、現地を案内してもらい見ましたが、現地もよく管理をされていたので、問題ないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号16番 岡崎委員（中村地区担当）

現地を調査しましたが、現地の中に草が生えたような状況でした。

そして、譲受人に色々話を聞いたところ、現地は休耕地だが、今回取得後は桃の木を植えてみたいということでした。問題は全くないと考えております。

◆議長（福留会長）

官地推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

続きまして、「3番の関係委員」お願いします。

◇議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

3番について、譲受人は鍋島地区、平野地区、黒潮町等で土地を買ったりして柑橘主体の農業をやられています。問題はないと思います。

◆議長（福留会長）

官地推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

それでは、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は4ページ、5ページになります。

番号1。土地の表示は、古津賀一丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。10月27日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員と宮地推進委員立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1ページ、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については、サニーマート四万十店から北に約200メートルに位置する農地で、北側は宅地、南側は公衆用道路、東側および西側は農地ですが、所有者から転用についての同意を得ています。排水については、生活雑排水は合併浄化槽を設置し南西側道路側溝へ排水、雨水は道路側溝へ排水および敷地内に自然浸透します。

申請地は都市計画法による用途地域に指定されている第1種中高層住居専用地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地と判断されます。

続きまして、番号2。土地の表示は、駅前町 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。10月27日、会長と事務局で現地に向かい、中村地区担当の岡崎委員と宮地推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの3ページ、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については、土佐くろしお鉄道中村駅より南西に約180メートルに位置する農地で、東側および西側は公衆用道路、南側は宅地、北側は譲渡人の一人が所有している農地となっています。排水については、生活雑排水は公共下水道へ排水、雨水については東側・西側の道路側溝へ排水および敷地内に自然浸透し、処理します。

申請地は都市計画法による用途地域に指定されている第1種住居地域で第3種農地となり、転用が許可できる

土地と判断されます。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号4番 井上委員（東山・下田地区担当）

先ほど事務局の説明があったように、現地確認に行かせていただきまして、問題がないということを確認しております。以上です。

◆議 長（福留会長）

宮地推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

続きまして、「2番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号16番 岡崎委員（中村地区担当）

10月27日に、会長、事務局、宮地推進委員、申請代理人と現地を確認しました。事務局の説明のとおりですが、現地は道路と駐車場に面した土地です。2～3本のミカンの木がなっていました。以上です。

◆議 長（福留会長）

宮地推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は6ページになります。

番号1。土地の表示は西土佐橋、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。10月31日に事務局で現地に向かい、橘地区担当の岡村委員と宮地推進委員および申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット5～10ページをご覧ください。現地は原野、山林となっている状況です。事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真では既に原野、山林となっており現在に至っています。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして、番号2。土地の表示は西土佐橋、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。10月31日に事務局で現地に向かい、橘地区担当の岡村委員と宮地推進委員および申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット11、12ページをご覧ください。現地は山林となっている状況です。事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真では既に山林となっており現在に至っています。また、先ほど説明しました番号1の案件と関連があり、今後は同一の者が土地を購入する見込みです。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして、番号3。土地の表示は右山元町一丁目、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。10月27日に会長と事務局で現地に向かい、中村地区担当の岡崎委員と宮地推進委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット13、14ページをご覧ください。現地は宅地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では既に居宅が建っており、課税状況についても平成16年度以降、宅地での課税であることを確認しております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして、番号4。土地の表示は深木字トリノス、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。10月27日に会長と事務局で現地に向かい、八束地区担当の加用委員と宮崎推進委員および申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット15、16ページをご覧ください。現地は宅地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に耕作されていない状態となっており、現在に至ります。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番・2番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号11番 岡村委員（西土佐橋地区ほか担当）

10月31日午前、事務局、申請代理人、宮地推進委員とともに現地確認を行いました。番号1と番号2は同じ敷地なのでまとめて報告します。番号1は平成15年頃より、番号2は平成18年頃より耕作放棄されたようで、現地は既に木が大きく繁っており、山と一体化しておりました。農地への復旧は困難と判断しました。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から意見などはございませんか？

◇宮地委員（西土佐橋地区ほか担当）

岡村委員と同じく、復旧は困難と判断しました。以上です。

◆議 長 （福留会長）

続きまして、「3番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号16番 岡崎委員（中村地区担当）

10月27日、会長、事務局、宮地推進委員と現地を確認しました。先ほどの事務局の説明のとおりであります。

現地は、昭和47年頃より耕作放棄されており、申請地の前はコンクリート道路、その隣には民家に挟まれた細長い土地で、バラスが敷き詰められていました。以上のことから、非農地証明については適当であると考えております。以上です。

◆議 長（福留会長）

宮地推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

続きまして、「4番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号5番 加用委員（八束地区担当）

4番、深木について説明したいと思います。10月27日、事務局と現地確認をしました。先ほどの事務局の説明どおりで問題ないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画案（一括方式）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（一括方式）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は9ページ、農用地利用集積計画書（一括方式）は10ページになります。

1番について説明いたします。借受人は東中筋地区で水稻の栽培をしている認定農業者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、タブレットの17ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は使用貸借権の設定です。使用貸借期間は、令和5年11月10日から令和15年11月9日までの10年間となっています。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号14番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

1番ですが、これは1年前くらいに、貸付先の人が農業をやめて、貸付先が変更になった申請です。中間管理事業を利用する案件で、10月25日、推進委員の岡本さんと現地を確認しました。借受人は認定農業者で、適格な人だと思われます。以上です。

◆議 長（福留会長）

岡本推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農用地利用集積計画案（一括方式）について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画案（一括方式）について、これを適当と認め答申することといたします。

続きまして、第5号議案 農業振興地域整備計画の変更（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第5号議案、市長より諮問のありました、四万十市農業振興地域整備計画の農用地区域、いわゆる農振農用地の変更案について、説明いたします。農振農用地の変更の際には農業委員会総会に諮ることとなっておりますので、よろしくお願いします。議案書は11ページ、除外土地一覧表については12ページをご覧ください。今回の四万十市農業振興地域整備計画の変更につきましては、農振農用地からの除外3件となっております。それでは説明します。

はじめに番号1。住宅を建築するための除外です。お手元のタブレット18ページおよび前のスクリーンをご覧ください。除外対象地は、四万十市楠島字東松澤1365番1外3筆、登記地目は田、現況は休耕となっております。当該地は10ha以上の集団農地に含まれず、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地（第2種農地）に該当すると思われます。また、農用地区域からの除外および転用についての同意を得ており、周辺農地への影響はないものと判断できます。

以上のことから、農振法（農業振興地域の整備に関する法律）の除外要件を満たしており、農振農用地からの除外は適当と考えます。

なお、農振農用地除外後は農地転用申請が提出される予定です。

続きまして、番号2。墓地を建築するための除外です。お手元のタブレット19ページおよび前のスクリーンをご覧ください。除外対象地は、四万十市西土佐半家字二月ダバ497番2、地目は登記・現況とも畑となっております。当該地は10ha以上の集団農地に含まれず、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地（第2種農地）に該当すると思われます。また、農用地区域からの除外および転用についての同意を得ており、転用規模等から周辺農地への影響もないものと思われます。

以上のことから、農振法（農業振興地域の整備に関する法律）の除外要件を満たしており、農振農用地からの除外は適当と考えます。

なお、農振農用地除外後は農地転用申請が提出される予定です。

続きまして、番号3。お手元のタブレットの20ページおよび前のスクリーンをご覧ください。除外対象地は、四万十市入田字見正寺2397番、地目は登記・現況とも田となっています。当該地は10ha以上の集団農地に含まれるため第1種農地となりますが、例外規定の集落接続に該当すると判断できます。また、除外後の転用について、隣接する農地の所有者から同意を得ており、転用規模等からみても、周辺農地への影響はないものと判断できます。

以上のことから、農振法（農業振興地域の整備に関する法律）の除外要件を満たしており、農振農用地からの除外は適当と考えます。

なお、農振農用地除外後は農地転用申請が提出される予定です。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号14番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

1番ですが、事務局の説明があったとおりでございます。農用地区域からの除外についての申請の案件でして、場所は、相ノ沢排水機場というのが新しくできまして、その東側になります。10月25日、現地を推進委員の岡本さんと確認しました。ここは、田んぼが道路より下がったところなんです。排水場の建設で出た残土で田んぼを埋め立てて、現況は畑になっておりました。住宅を建築するというので農用地から除外申請ですので、問題はないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

岡本推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

続きまして、「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号10番 芝委員（西土佐半家地区ほか担当）

10月30日、竹村推進委員、事務局、申請代理人立会いのもと現地確認をしました。事務局の説明のとおりで、問題ないと思います。

◆議長（福留会長）

推進委員から意見などはございませんか？

◇竹村委員（西土佐半家地区ほか担当）

自分の方からは特にございません。問題ないと思います。

◆議長（福留会長）

続きまして、「3番の関係委員」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

この農用地除外については、申請人からの相談を受けまして、現地は昔から知っているところです。この辺の土地については、割と独立したところでございますので、圃場整備の工事はしてないところでございます。隣地

の承諾も得ているということでございます。この 10ha 以上の団地に面しているということが時々問題になりますけれども、例外規定、集落の中の一部でございますので、問題ないということで農用地から除外するもので、次は 5 条の申請が出てきます。問題ございません。

◆議 長 （福留会長）

宮地推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第 5 号議案 農業振興地域整備計画（案）について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農業振興地域整備計画（案）について、これを適当と認め答申することといたします。

続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。

○事務局

農地形状変更届出書の提出が 1 件ありましたので、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。お手元に配布しております別紙の「報告事項 農地形状変更届出について」をご覧ください。形状変更につきましては、本市の農地形状変更指導要領第 5 条第 2 項により、届出書の提出があった場合、農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日報告するものです。

番号 1。土地の表示は竹島字馬ノ江、以下届出人、届出事由等は報告事項記載のとおりです。10 月 27 日に事務局で現地に向かい、下田地区担当の畠中委員と宮崎推進委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット 21 ページをご覧ください。隣接農地と高さを合わせ、畑として一体的に利用するための嵩上げを行うものです。形状変更後は里芋を栽培していくこととしており、耕作の用に供することを確認しております。

以上のことから、農地形状変更指導要領第 3 条の各号の基準に全て適合すると判断し、届出者に対し令和 5 年 11 月 1 日付で形状変更同意通知書を交付しましたので、ご報告いたします。

なお、工事完了後は農地形状変更指導要領第 7 条第 2 項の規定により、再度現地確認をすることとしております。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で事務局からの説明が終わりました。

続きまして、その他でございますので、事務局よりお願いいたします。

○事務局

はい。お手元に両面刷りの「地域計画とは」と書いたカラーの用紙がありますでしょうか。

これについて説明します。全国農業会議所から地域計画の話し合いの手引きということでいただきましたので、皆さんに示させていただきます。今後の座談会とかで参考になればと思いますので説明させていただきます。

左上の1番「地域計画とは」と書いたところを見ていただきたいと思います。地域計画とは、農業者や地域住民の話し合いにより策定される地域の将来の農地利用の姿等を明確化した設計図であります。従来の人・農地プラン、令和2～3年くらいで作った計画ですが、それに加えて新たに作成する目標地図、農業を担う者ごとに利用する農地を示した地図を足しまして、それが10年後の地域農業の設計図としまして、地域計画という形になります。何のために作るのかと言いますと、地域の農地を残すため、地域の農業が続いていくため、10年後の耕作者を特定します。農業者が急激に減少しており、誰が農地を担うか決めていくことが必要です。10年後の耕作者が農作業しやすいよう、農地の集積・集約化を進めて、農業経営しやすい環境づくりをしていきたいと思います。誰のための計画かと言いますと、地域の農業者が主人公となりまして、農業者のための計画でして、市のための計画ではありません。10年後を見据えた農業者と農地所有者、地域住民等が話し合うことが重要となります。

目標地図とは、農地1筆ごとに10年後の耕作者を特定し、地図上に示します。耕作者を示さず、色が塗れない農地があってもよく、地域の話し合いを重ねて、徐々に決定していくことになります。10年後の耕作者を特定するもので、10年後の権利移動が確定するものではありません。令和7年3月までに策定していきますが、そこがゴールではなく、調整を続けて徐々に更新していくという形になります。

裏面にいきます。地域の話し合いに参加しましょうとあります。地域計画策定の流れと農業委員会の役割が書いてあります。流れとしましては、市町村等との打合せに参加し、農業委員会の役割を確認してください。農業委員さんたちも打合せに参加していくことになると思います。そして、アンケートで意向調査をしていくというところで、農業委員会の役割としましては、実態を反映した現況地図の作成、現況図に意向を反映し、可能であれば意向に沿って地権者と耕作者の利用調整をしていくということになります。そして、目標地図の素案作成をしまして、農業委員会としましては上記の②③の状況を地図に反映していく。④になりますが、ここが座談会の部分になりまして、農業者や関係機関による話し合いに参加しまして、農業委員さんたちも含め、座談会に参加して支援していただくということになります。⑤で地域計画が策定されていくということになります。話し合いの内容としましては、地域の現状や課題等について参加者全員で共有していきます。10年後の耕作者、地域農業の将来の在り方、農用地の集約化に向けた目標取組内容、担い手の確保・育成方法、農地中間管理機構の活用方法等です。農業委員の皆さんには座談会とかに参加していただきまして、話し合いが明るく前向きになるよう、ご協力をください。できるだけ多くの農業者さんに参加していただきたいので、委員さんたちには農家さんとかに呼び掛けていただいて、関係者の人も参加していただいて、誰もが自由に発言できる話し合いを目指していきましょうと書かれていますので、これを目標に自分たちも頑張りますのでよろしくお願いします。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で事務局からの説明が終わりました。

最後に、その他 委員の皆様から何かございませんか。

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

~~~~~

四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 5 年 11 月 10 日

議 長

福留宣彦

署名委員

井上靖好

署名委員

加用雅啓